

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第65号**

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則（平成8年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（信用供与等限度額の超過の承認申請等）</p> <p><b>第7条</b> 命令第18条第4項の規定による信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、別記第8号様式により、関係書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第8号様式</b>（第7条関係）</p> <p>信用供与等限度額超過承認申請書</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けたので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p> | <p>（信用供与等限度額の超過の承認申請等）</p> <p><b>第7条</b> 命令第18条第3項の規定による信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、別記第8号様式により、関係書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第8号様式</b>（第7条関係）</p> <p>信用供与等限度額超過承認申請書</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けたので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p> |

**附 則**

この規則は、平成26年12月1日から施行する。